

八戸市市有施設等における
受動喫煙防止対策
ガイドライン

～ ノー 受動喫煙！
ヘルスアップ八戸 ～



青森県八戸市
令和2年12月改定

< 目 次 >

I. はじめに	1
1. 受動喫煙による健康への影響	1
2. 受動喫煙による死亡者数	1
3. 受動喫煙＝他者危害	1
4. 受動喫煙防止のための法的規制の必要性	2
5. 受動喫煙防止の規制の効果	2
6. 当市の取組	2
7. 健康増進法の一部改正	3
II. 策定の目的	5
1. 定義	5
2. 対象施設等	5
III. 基本方針等	7
1. 基本理念及び目指す姿	7
2. 基本方針	7
3. 市有施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策	7

I. はじめに

1. 受動喫煙による健康への影響

たばこが人々の健康に悪影響を及ぼすことは、科学的にも明らかにされています。喫煙する本人だけではなく、周りの人の健康にも影響を及ぼすことから、たばこの煙にさらされないことがないように、受動喫煙防止対策を確実に講じる必要があります。

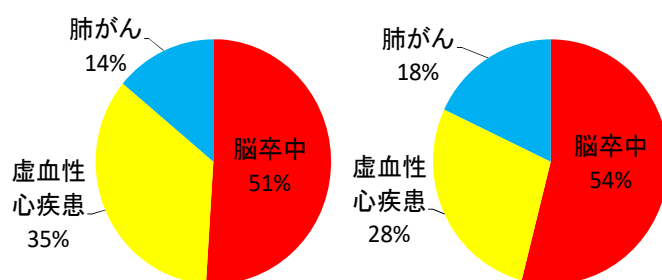
たばこの煙には、5,000 種類以上の化学物質、70 種類の発がん物質が含まれています。

2016 年の厚生労働省の検討会報告書によると、受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、不快な臭気、鼻への刺激感、喘息の既往が報告されています。そのほか、受動喫煙と関連の可能性があるものとして、乳がん、低出生体重・胎児発育遅延、喘息の発症や重症化、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などがあります。

2. 受動喫煙による死亡者数

厚生労働省の研究班のまとめによると、受動喫煙が原因で、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）で年間約 15,000 人が死亡していると推計されています。

男性 4,523 人 女性 10,434 人



受動喫煙による年間死亡者数推計値
肺がん 2,484 人
虚血性心疾患 4,459 人
脳卒中 8,014 人
乳幼児突然死症候群 73 人
合計 15,030 人

(厚生労働省検討会報告書 喫煙の健康影響に関する検討会編：喫煙と健康、2016)

3. 受動喫煙＝他者危害

2009 年の厚生労働省の「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」によると、受動喫煙は、喫煙者による「他者危害」であることが指摘されています。また、厚生労働省の研究班が受動喫煙の他者危害性を法的に検討した結果、他人に繰り返したたばこの煙をふきかける行為は、暴行罪や傷害罪が成立しうる可能性があるとの結論づけています。

受動喫煙についてはマナーで解決するといった考え方もありますが、受動

喫煙の健康被害の深刻さを考えると、有害物質としての規制（実効性のある対策）が必要です。

4. 受動喫煙防止のための法的規制の必要性

受動喫煙による他人に対する危害を防止するためには、マナーにゆだねるだけではなく、社会としてたばこが吸える場所を法的に規制することが必要です。

わが国が批准している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」では、喫煙室や空気清浄機による対策は不適切であり、受動喫煙を防止するためには100%全面禁煙とすることが求められています。世界的には、職場や公共的空間だけでなく、レストランやバーなども含めて包括的な屋内全面禁煙を実施している国が増加し、すでにオーストラリア、カナダ、イギリスなど50か国以上に広がっています。

5. 受動喫煙防止の規制の効果

法律によって屋内の喫煙が禁止された国々では、虚血性心疾患や脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患や喘息などの呼吸器疾患により入院するリスクが、約2～4割減少したことが報告されています。その効果は、禁煙化の範囲が広いほど大きいことも分かりました。また屋内が禁煙化されることで、喫煙者が禁煙して、喫煙率が低下することも分かっています。

6. 当市の取組

当市では、生活の質の向上と社会環境の質の向上を通じて「すべての市民が共に支え合い、健康で生きがいのある住みよいまち」を目指す八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」改訂版（平成30年度～令和4年度）を平成30年2月に策定しており、「喫煙」については、次の5施策に取り組んでいます。

- (1) 喫煙防止に関する啓発に取り組めます。
- (2) 妊産婦や子ども、未成年者のまわりではたばこ吸わないような環境づくりをします。
- (3) 市所管施設の受動喫煙防止対策と喫煙者への啓発等を通じて、受動喫煙の機会を減らす取組を推進します。
- (4) 禁煙支援に取り組めます。
- (5) 喫煙が及ぼす健康影響に関する知識の普及を図ります。（受動喫煙の影響、喫煙マナー）

【目標】

年代	項目		現状値 (H27)	目標値 (R4)	
妊娠期	妊娠中の喫煙をなくす		3.5%	0%	
学齢期	未成年の喫煙をなくす (八戸保健所管内)	中学	男子	0%	0%
		1年生	女子	0.2%	0%
		高校	男子	1.1%	0%
			3年生	女子	0.7%
成人期 高齢期	成人の喫煙率の減少		男性	41.1%	26.9%
			女性	12.0%	7.8%
	受動喫煙防止対策を実施している施設の増加	市の公共的な施設 (敷地内禁煙・建物内禁煙)		92.7%	増加
		空気クリーン施設登録 施設数		291 施設	増加
	受動喫煙対策をとっている人の割合の増加			40.9%	増加
COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度の向上			15.9%	80%	

7. 健康増進法の一部改正

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が一部改正され、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められました。

【基本的考え方】

- (1) 「望まない受動喫煙」をなくす
- (2) 受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者等に特に配慮
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

【国及び地方公共団体の責務等】

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

【多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等】

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。
- (3) 旅館、ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

施設別に求められる受動喫煙対策と喫煙場所を設ける場合のルール	
A <u>学校・病院・児童福祉施設等、</u> 行政機関、旅客運送事業自動車・ 航空機	敷地内禁煙 ※屋外で受動喫煙を防止するために 必要な措置がとられた場所に、喫煙 場所を設置することができる
B 上記以外の多数の者が利用する 施設、旅客運送事業船舶・鉄道、 飲食店	原則屋内禁煙 ※喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ 喫煙可

施行期日

令和2年4月1日

ただし、Aの下線部の施設に関する規定は令和元年7月1日

Ⅱ. 策定の目的

本ガイドラインは、社会経済情勢の変化を踏まえ、当市の市有施設等における受動喫煙防止対策について定めることにより、市民をはじめとする市有施設等利用者及び市有施設等で勤務する職員の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的として策定します。

1. 定義

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品（紙巻きたばこ、葉巻、刻みたばこ等）

※本ガイドラインにおける規制対象としては、健康増進法の一部改正において喫煙専用室における基準について「加熱式たばこ」と「紙巻たばこ」は同様の取扱となっていること、及び世界保健機関（WHO）や日本呼吸器学会等の見解を踏まえ「たばこ」の定義には「加熱式たばこ」や「電子たばこ」、「無煙たばこ」といった「あらゆるたばこ製品」を含めます

【参考】

○ 加熱式たばこに関する WHO の見解

☞ たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とすべきである。

○ 非燃焼・加熱式タバコや電子タバコに対する日本呼吸器学会の見解

☞ 非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの使用は、健康に悪影響がもたらされる可能性がある。また、使用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動吸引による健康被害が生じる可能性がある。

○ 加熱式たばこにおける科学的知見（平成 30 年 3 月 厚生労働省）

☞ 加熱式たばこの主流煙に、健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかだが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。

○ 無煙たばこの国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類

☞ 「グループ 1：ヒトに発がん性があるもの」と分類されている。

(2) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること及び無煙たばこ等を使用すること

- (3) 受動喫煙
人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること
- (4) 市有施設等管理者
市有施設等を管理する課等の長
- (5) 敷地内完全禁煙
市有施設の敷地内での喫煙を完全に禁止すること
※ただし、複合施設（※1）で当該市有施設部分を禁煙としている場合は敷地内完全禁煙とみなす。また、中央卸売市場と水産事務所は民間事業者入居施設のため、特定屋外喫煙場所（※2）の設置を可能とする。
※1 民間施設の中の一部に当該施設がある施設（八戸ブックセンター、八戸駅市民サービスセンター、八戸総合観光プラザ、図書情報センター）
※2 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることが出来る場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所
- (6) 第一種施設
多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として、健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第27号）第三条で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎
- (7) 第二種施設
多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設
- (8) 多数の者が利用する施設
2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設

2. 対象施設等

- (1) 第一種施設及び第一種施設に準ずる施設
(2) 第二種施設
(3) 市有及び市管理の屋外空間

Ⅲ. 基本方針等

1. 基本理念及び目指す姿

本ガイドラインでは、市有施設等に関わる全ての人の「健康増進」を基本理念に、法改正の趣旨等を踏まえ、市有施設等では

望まない受動喫煙をさせない

ことを受動喫煙防止対策における「目指す姿」とし、更なる市民のヘルスアップに取り組みます。

ノー 受動喫煙！ ヘルスアップ八戸

2. 基本方針

市有施設等管理者は、本ガイドラインに基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずることとする。

全ての市有施設等の最終目標は「敷地内完全禁煙」とする。

3. 市有施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

※次の(1)から(3)の具体的な施設は P9 参照

(1) 第一種施設及び第一種施設に準ずる施設

☞ **令和元年7月1日から敷地内完全禁煙**

※下記の理由により「特定屋外喫煙場所」の設置を認めない

- ・利用する市民等の健康増進のため
- ・自治体として他に率先して、受動喫煙防止対策の見本にならないため
- ・職員の健康増進のため（望まない受動喫煙をさせない職場環境の提供、喫煙者には卒煙の機会としてほしい）

※下記の理由により準ずる施設を第一種施設と同様の対応とする

- ・第一種施設に隣接した立地にある施設のため
- ・第一種施設と同機能の施設のため
- ・非常勤職員配置施設のため

(2) 第二種施設

第一種施設等と同様に「敷地内完全禁煙」を目標とする。

現在、敷地内完全禁煙となっていない施設は、当該施設所管課において、「敷地内完全禁煙」へ向け検討を進める。

(3) 市有及び市管理の屋外空間

他の施設と同様に「敷地内完全禁煙」を目標とする。

現在、敷地内完全禁煙となっていない屋外空間は、当該施設所管課において、「敷地内完全禁煙」へ向け検討を進める。

◎第二種施設で屋外に喫煙可能区域を設置する場合の留意点

- (1) 望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とすること。
- (2) 利用者が多く集まるような場所には設置しないこと。
- (3) 施設の出入口付近等から極力(直線で30メートル以上)離すなど、必要な措置を講ずるよう努めること。
- (4) たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分配慮すること。
- (5) 禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、たばこを吸わない人が、当該区域に立ち入ることがないように、ポスター等を掲示するなど必要な措置を講ずること。

(1) 第一種施設及び第一種施設に準ずる施設（156 施設）

1～3. 市庁舎(本館・別館・中央駐車場) 4. 南郷事務所 5. 島守コミュニティセンター 6. 国民健康保険南郷診療所 7. 八戸市公民館 8. 公会堂 9. 南郷文化ホール 10. 八戸ブックセンター 11. 八戸ポータルミュージアム 12～13. 市民センター(市川地区、下長地区) 14. 農業経営振興センター 15. 中央卸売市場 16. 水産事務所 17～31. 児童館(15 施設) 32. 高等看護学院 33～41. サービスセンター(9 施設) 42. 津波防災センター 43. 清掃事務所 44. 東部終末処理場 45. 道路管理事務所 46. 駅西区画整理事業所 47. 市民病院 48. 旭ヶ丘営業所 49～51. 給食センター(3 施設) 52. 勤労青少年ホーム 53～80. 地区公民館(28 施設) 81. 是川縄文館 82. 縄文学習館 83. 総合教育センター 84. 図書館 85. 図書情報センター 86. 南郷図書館 87. 博物館 88. 史跡根城の広場 89. 南郷歴史民俗資料館 90～155. 小中学校(66 施設) 156. 八戸市総合保健センター

(2) 第二種施設（138 施設）

1～2. グリーンプラザなんごう、ジャズの館南郷 3～5. 南郷そば振興センター、南郷農産物直売所、島守田園空間博物館 6. 青葉湖展望交流施設 7. 旧島守発電所保存公園 8. 更上閣 9. 南部会館 10～11. 東運動公園、東体育館 12～13. 南部山健康運動公園、南部山健康運動センター 14～19. 長根公園、八戸市体育館、スポーツ研修センター、武道館、長根屋内スケート場、弓道場 20～21. 新井田公園、新井田インドアリンク 22. 屋内トレーニングセンター 23～32. 南郷屋内運動場、南郷屋内温水プール、南郷野球場、南郷体育館、南郷カッコーの森エコーランド(陸上競技場、テニスコート、バンガロー、エコステージ、茶室、相撲場) 33. 多賀多目的運動場 34. 八戸まちなか広場 35～36. 市民センター(上長地区、高館地区) 37. 旧シーガルビューホテル 38. 職業訓練施設 39. 職業訓練センター青山荘 40. サンライズはちのへ 41. 水産科学館 42. 八戸総合観光プラザ 43. 種差海岸休憩所 44. 蕪島休憩所 45. 南郷第八区研修センター 46. 鳩田農業研修センター 47. 南郷農村婦人の家 48. 南郷泉清水集会所 49. 南郷第四区区民会館 50～51. 生活センター(大久喜、白浜) 51. 不習岳 53. 八戸市営魚菜市場 54. 水産会館 55～56. 魚市場(第1、第3) 57. 旭ヶ丘会館 58～59. コミュニティセンター(根城、中居林) 60. なんごうグリーントウン集会所 61～64. 集会所(江陽、沼館地域、是川団地中央、南類家地域) 65. 南郷デイサービスセンター 66. 総合福祉会館 67. 福祉公民館 68. 洗心荘 69. 勁松館 70. 臥牛荘 71. 青山荘 72. 諏訪荘 73. うみねこ荘 74. 海浜荘 75. 老人福祉センター馬淵荘 76. 老人福祉センター南郷 77. 更生館 78. 八戸市福祉体育館 79. 斎場 80～82. 霊園(東、西、南郷中央) 83. 一般廃棄物最終処分場 84. 動物死体焼却場 85～86. 水防センター(新井田川、馬淵川) 87～121. 市営住宅(35 施設) 122. 特定公共賃貸住宅 123. 地域特別賃貸住宅 124. 若者定住促進賃貸住宅 125～126. 駐車場(駅東口広場、駅西口広場) 127～128. こどもの国、八戸植物公園 129. 長者まつりめぐ広場 130. 館鼻公園 131. みなと体験学習館 132～133. バスプール(是川、岬台) 134～135. バスセンター(ラピア、大杉平) 136. 児童科学館 137. 視聴覚ライブラリー 138. 八戸市貸工場

(3) 市有及び市管理の屋外空間（202 箇所）

1～20. 墓地(20 箇所) 21. 地区公園(白山台公園) 22～38. 近隣公園(17 箇所) 39～160. 街区公園(122 箇所) 161～189. 緑地(29 箇所) 190～202. 農村公園(13 箇所)



八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン
令和元年6月策定
令和2年12月改定

八戸市 健康部保健所 健康づくり推進課
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
TEL : 0178-43-9061 / Fax : 0178-47-0745
メールアドレス : kenko@city.hachinohe.aomori.jp